○高萩市個人番号の利用等に関する条例

平成27年12月28日条例第30号

改正

平成29年６月30日条例第17号

令和３年９月24日条例第16号

高萩市個人番号の利用等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第９条第２項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この条例で使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（個人番号の利用事務）

第３条　法第９条第２項に規定する条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務とする。

（特定個人情報の庁内連携）

第４条　市長又は教育委員会は、法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第４欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

２　別表第１の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

３　前２項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第５条　法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げるものとする。

(１)　市長又は教育委員会が、それぞれ他の機関に対し、法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の機関が当該特定個人情報を提供するとき。

(２)　別表第２の第１欄に掲げる機関が、同表の第３欄に掲げる機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき。

２　前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成28年１月１日から施行する。

附　則（平成29年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条、第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| １　市長 | 高萩市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年高萩市条例第24号）による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童手当関係情報、生活保護関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |
| ２　市長 | 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの | 医療保険給付関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの |
| ３　教育委員会 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| ４　教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による就学のための援助に関する事務であって規則で定めるもの | 住民票関係情報であって規則で定めるもの |

別表第２（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 情報照会機関 | 事務 | 情報提供機関 | 特定個人情報 |
| １　教育委員会 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報、生活保護関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの |
| ２　教育委員会 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による就学のための援助に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 地方税関係情報、生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの |